

第428回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年7月26日（月）
- 2 開催年月日 令和3年9月2日（木）午後1時30分から午後2時34分まで
- 3 開催場所 盛岡地区合同庁舎8階大会議室
- 4 出席者

委員（13名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、冨健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席2名：菅野信弘委員、金澤秀男委員]

岩手県

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁業調整課長、野澤振興担当課長、山根技師、大内技師

事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

傍聴者

なし

報道関係者

岩手日報社 鎌田佳佑、共同通信社 平井森人

5 委員会の議事

- 第1号議案 第一種区画漁業権の免許について（諮問）
- 第2号議案 岩手県資源管理指針の一部改正について（諮問）
- 第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

みなさん、御苦労さまでございます。ただ今から、第428回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ、御出席をいただきありがとうございます。また、県の方々にも、出席をいただき大変御苦労様でございます。

さて、本日の議案でございますが、「第一種区画漁業権の免許について」と「岩手県資源管理指針の一部改正について」及び「知事許可漁業の制限措置等について」の3件

の諮問でございます。よろしく御審議の程、お願いを申し上げまして、開会に当りましての挨拶といたします。大変ご苦勞様でございます。

前川事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては会長にお願いをいたします。

大井会長

はい。それでは、早速ではございますが議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤秀男委員、菅野信弘委員の2名が欠席でございますが、13名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員といたしまして、三田地和彦委員と渡部容子委員にお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

大井会長

それでは、第1号議案でございます。これは、「第一種区画漁業権の免許について」の諮問でございます、上程をいたします。説明してください。

前川事務局長

はい、それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。第1号議案「第一種区画漁業権の免許について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条の規定により、第一種区画漁業に係る漁業権の免許について、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関しましては、本年10月1日の免許に向け、これまで漁業法等の規定に基づきまして必要な手続きを踏んできているものでございます。その手続き、審議経過等を資料の3ページに整理しておりますので、恐れ入りますが3ページをお開き願います。確認の意味で主だった内容を拾い上げて御説明いたしますと、県では、本年3月16日に今般の漁業権の対象となる第一種区画漁業権5件に係る海区漁場計画の素案を作成してございます。その作成した素案について、パブリック・コメントによる意見聴取や港湾管理者等と公益上の支障についても協議を整えた上で、4月27日に海区漁場計画の案を作成して、当委員会に諮問がなされてございます。これを受けまして、当委員会では、5月19日開催の第425回委員会、それから6月11日開催の公聴会及び第426回委員会において審議し、県が作成いたしました海区漁場計画の案に対して異議ない旨を答申してございます。その後、県では6月14日に海区漁場計画を決定、公示し、その公示に基づいた、漁業権を取得しようとする漁業協同組合から県に免許申請書が提出されましたことから、今般、県から漁業法の規定に基づいて、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

それでは、資料の1ページをお開き願います。令和3年8月26日付けで、水振第291号による知事からの諮問書の写しでございます。標題は、「第一種区画漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」。本文ですが、「このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第69条に基づき、別記に記載する者から免許申請がありましたので、同法第70条の規定により貴委員会の意見を求めます。」となっております。

この漁業法の第69条と第70条についてでございますが、資料の4ページを御覧願います。まず、漁業法第69条第1項としまして、「免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。」と規定されてございます。また、次の第70条で「前条第1項の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。」と規定されておりまして、これが知事からの諮問の根拠となっております。

それでは、免許申請の状況を御説明いたしますので、資料2ページをお開き願います。第一種区画漁業の免許申請一覧表でございます。公示番号一区第14号沖久慈浜漁場から表の一番下の一区第233号金ヶ崎漁場までの5件につきまして、免許申請書が漁業協同組合単独で知事あてに提出されてございます。競願の申請はございません。この免許申請につきまして、申請者が適格性を有しているかどうかを審査し、その結果について知事に答申することになります。

適格性の審査に関連する漁業法の条文についてでございますが、再度、4ページをお開き願います。中ほど第71条に免許をしない場合として、第1項で、「次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。」として、第1号から第4号に具体的な内容が示されております。

第1号は、「申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。」という規定でございますが、この適格性につきましては、後ほど第72条の条文を確認しながら御説明をさせていただきます。次の第2号では、「海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき。」とありますが、今回の申請につきましては、全て公示した内容に合致してございます。次の第3号には、「漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。」となっておりますが、特に不当な集中があるとは認められません。第4号には、「漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。」でございますが、今般の申請には、そのような所有、占有に該当するものはございません。以上のとおり、第71条第1項の第2号から第4号までに該当する申請はございません。

それでは、先ほど後回しにしました、同条第1項第1号の「申請者が次条に規定する適格性を有する者」とはどういう場合が該当するのか、御説明いたします。次の第72条になります。まず、第1項で個別漁業権の適格性を有する者について規定されておりまして、第1号で「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。」、第2号で「暴力団員等であること。」、第3号で「法

人であって、その役員又は政令で定める使用人のうち前2号のいずれかに該当する者があるものであること。」、第4号で「暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。」と規定されておりまして、これら第1号から第4号までのいずれにも該当しない者が適格性を有するということになります。

今般の申請において、この個別漁業権に該当するものは、もう一度2ページをお開きいただきまして、申請一覧表の中ほど、漁業免許の申請者のところ、申請者の後ろに括弧書きで、自営と記載されている公示番号一区第14号、第152号及び第204号の3件が該当いたします。

恐れ入りますが、また4ページに戻っていただきまして、同条第2項では、団体漁業権の適格性を有する者について規定されてございます。第1号は、現に存する区画漁業権の存続期間の満了に当たっての規定でございまして、今般の途中免許の申請は、この規定は該当いたしません。

今般の申請につきましては、次の5ページの第2号が適用となりまして、「その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの」ということで、簡単に言いますと、沿岸漁業者の大多数を組合員とする漁業協同組合に適格性があるという規定でございまして、

今般の申請におきましてこの団体漁業権に該当するものは、先ほどの2ページの申請一覧表で見ますと、公示番号一区第120号と第233号の2件となります。

それでは、今般、諮問のございました免許申請につきまして、ただ今、御説明いたしました漁業法第71条と72条で規定されております適格性要件を満たしているかどうかを確認してまいりたいと思っております。別冊になっておりますが、第一種区画漁業権適格性審査資料の1ページをお開き願います。この表は、左から右に向かいまして、申請者名、それから区画漁業計画の公示番号、漁場名、一列飛びまして関係地区を記載しております。また、漁場名と関係地区の間に、個別漁業権か団体漁業権かの別を記載しております。そして、表の右半分になりますけれども、個別漁業権と団体漁業権ごとに適格性を有するかどうかの判断情報を整理し、適格性要件の適否を記載してございます。

まず最初に、表の中ほど、個別漁業権に該当する3件についてでございますが、申請者であります久慈市、宮古及び新おおつち漁業協同組合からの提出書類には、役員又は使用人の中に漁業又は労働に関する法令を遵守しない者はいないこと、暴力団員等に該当する者もないこと、また、暴力団員等によって事業活動が支配される法人ではないことを誓約する書面が添付されていることを確認しております。また、これら添付書類を含めた申請書は、当委員会事務局の併任書記がおります、沿岸及び県北広域振興局水産部、水産振興センターにおいて、十分審査された上で受理されておりますことから、漁業協同組合が自営する一区第14号、第152号及び第204号に係る申請につきましては、

申請漁協に適格性があるものと判断し、適格性要件の適否の欄は、全て適と記載してございます。

次に、表の右側、団体漁業権に該当する2件についてでございますが、宮古漁業協同組合の一区第120号、新おおつち漁業協同組合の一区第233号ともに、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者は100パーセント、それぞれの漁協に所属している組合員であることが確認されておりますので、表の一番右側の適格性要件の適否の欄は2件とも適としてございます。

以上、今般の第一種区画漁業権5件に係る申請者である漁業協同組合は、全て適格性があるという判断でございます。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(平井委員、挙手)

平井委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

平井委員

ちょっとあの初めてなので教えていただきたいのですが、宮古と大槌から個別の団体、それぞれ2件ずつの申請があるということなのですかけれども、これらはそれぞれ免許された後、独立した事業運営ということで出されていることなのでしょうか。その辺の制度のことがよく理解できていませんので、ちょっと教えていただければと思います。

前川事務局長

すみません、もう一度すみません、お願いします。

平井委員

宮古とですね、大槌から2件ずつ免許申請があると思うのですがけれども、これは免許されたあかつきには、それぞれ独立した事業体として運営されていくというような理解でよろしいでしょうか。

前川事務局長

宮古漁業協同組合と新おおつち漁業協同組合で、2件ずつの漁業権の設定となります。それぞれ、団体漁業権、個別漁業権ということで、分けられておりますけれども、この団体漁業権というものは、それぞれの漁協さんが免許を受けてその組合に所属する組合員さんが漁業権を行使するという中身の漁業権になりますし、個別漁業権というものは、その漁協さんが自ら経営するという中身の漁業権になります。そういう漁業権のタ

イプの違いがございます。それぞれ漁場を分けて、そういった形で区画漁業を行使するという形になってございます。

平井委員

ということになりますと、執行者は別々になると理解していいですか。

前川事務局長

漁業権者とすれば、漁業権を受ける者とすれば同じ組合員なのですが、それを実際に漁場を行使する、養殖をする形態がそれぞれの組合員であるのか漁協さん独自ののかという違いがあります。

平井委員

分かりました。ありがとうございます。

大井会長

よろしいでしょうか。ほかございませんか。

(「なし」の声)

大井会長

ほか、御意見等がなければ、第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案、「第一種区画漁業権の免許について」、久慈市漁業協同組合、宮古漁業協同組合及び新おおつち漁業協同組合からの申請につきましては、免許申請者にそれぞれ適格性があり、免許することが妥当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、その旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

それでは続きまして、第2号議案でございます。これは、「岩手県資源管理指針の一部改正について」を上程をいたします。事務局から説明をお願いをいたします。

前川事務局長

はい、それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「岩手県資源管理指針の一部改正について(諮問)」。要旨、岩手県知事から、岩手県資源管理指針の一部を改正するに当たり、資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)第2の3の(4)の規定において準用する同要領第2の3の(2)の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します資源管理指針・計画作成要領の内容について御説明いたしますので、資料の46ページを御覧願います。平成23年に制定され、令和3年に一部改正された要領の抜粋になります。

まず、第1の中で、今般、知事から諮問のございました資源管理指針を策定する趣旨等が整理されておりまして、掻い摘んで読み上げますと、我が国周辺水域における水産資源の状況から、水産資源のより適切な管理は最も重要な課題であって、国際的にもその重要性が増していること、積極的な資源管理により一層取り組むことが求められていることが記載されております。

このため、国、各都道府県は、資源管理に関する方針、これを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的な管理方策等を内容とする資源管理指針を策定し、関係漁業者が指針内容に沿った資源管理計画を作成・履行することで、我が国全体の資源管理の推進を図っていくということが記載されております。

また、この資源管理指針につきましては、第2の1の(2)で、国及び都道府県ごとに1つずつ策定するとされ、その策定の手続については第2の3で規定されておりまして、具体的には49ページになります。

49ページのコシックで下線を引いている部分を読み上げますと、(2)の部分でございますが、「都道府県策定の指針については各都道府県の海区漁業調整委員会に付議すること。」、また、その下の(4)の変更手続の所には、「指針を変更しようとするときは、上記(1)～(3)の手続きに準ずる。」と規定されておりまして、この規定が今回の諮問の根拠となるものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容について御説明いたしますので、1ページを御覧願います。令和3年8月26日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「岩手県資源管理指針の一部改正について(諮問)」。

本文は、ただ今、御説明いたしました同指針を改正するに当たって必要となる委員会への諮問根拠が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

同指針の一部改正の理由、改正案につきましては、2ページ以降に添付しておりますので、内容の詳細につきましては、水産振興課阿部漁業調整課長から御説明を願います。それでは、よろしく願います。

阿部漁業調整課長

はい、それでは岩手県資源管理指針の一部改正について説明させていただきます。まず、お手元の資料46ページをお開き願います。先ほどの事務局長の説明と若干重複しますが、初めに、資源管理指針の位置付けについて簡単に御説明させていただきます。この指針は、御覧の水産庁長官からの通知に基づき、要領に基づき、県の資源管理のあり方の基本方針、これを魚種別、漁業種類別に示すことを目的として作成されたものでございまして、この指針の内容に沿って、関係する漁業者が資源管理計画を作成し履行す

ることで、国全体、県全体で水産資源の管理を計画的に進めようとするものでございます。

なお、漁業者のメリットとしましては、この指針に基づいて資源管理計画を作成、履行することで国の漁業共済制度を活用した共済掛金の追加補助ですとか、あるいは魚が獲れなくて減収したという場合の手厚い所得補償、これを受けられるということになっておりまして、現在、県内では161件の資源管理計画が策定され、履行されているところでございます。

それでは、改正の内容の説明に入ります。資料の2ページを御覧願います。改正理由、4項目に分けておりまして、まず1つ目でございますが、漁業法や漁業収入安定対策事業実施要綱の改正に伴い、太平洋クロマグロの資源管理に関する取組の書きぶりを変更するものでございます。2つ目でございますが、漁業法の改正によりまして、これまでの資源管理指針と資源管理計画の体制から新たに資源管理方針と資源管理協定の体制へ移行することに伴い、令和5年度末までに資源管理指針を廃止する旨を追記するものでございます。3点目、4点目につきましては、直近の漁獲データ等を追加するとともに、字句等を修正するものでございます。

それでは、具体的な改正の内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表を使って説明させていただきます。左側が現行改正前、右側が改正後というレイアウトになってございます。それでは資料飛びまして、38ページを御覧ください。38ページの上から13行目、太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置というのがございます。先ほど申し上げた改正理由の1つ目の所でございます。(3)にアンダーラインを引いた部分が、改正箇所になります。国の水産改革によりまして海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、これが廃止されまして、資源管理に関する主な規定は改正漁業法に移行されてございます。この法改正によりまして、国の漁業収入安定対策事業実施要綱の記載内容が変更されたことに合わせまして、資源管理指針の内容を改正するものでございます。今回のその指針の改正では、漁業者によるクロマグロの資源管理措置の取組自体は変わりませんで、改正後もこれまで同様の取組を現場では行っていただくこととなります。

なお、補足としまして、先ほど県の資源管理指針に沿って漁業者が資源管理計画を作成、履行することで手厚い所得補償が受けられるということを申し上げましたが、この補償を行うための国の事業が、漁業収入安定対策事業ということになります。

続きまして、44ページを御覧ください。改正理由の2つ目に当たる部分でございます。右側の欄に「第5 本指針の廃止」というところを追加するものでございます。読み上げますと、「本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、これに伴い、本指針を廃止する。また、資源管理方針への位置付けが行われた魚種を対象とする資源管理計画については、

速やかに資源管理協定への移行を検討する。なお、資源管理方針への位置付けが行われ、資源管理計画から資源管理協定への移行を完了した資源又は漁業種類については、本指針の記載内容を順次削除・整理し、資源管理方針と整合性のとれた記述とする。」という記述になってございます。

これまでの資源管理指針と資源管理計画でございますが、先ほど申し上げたとおり、水産庁長官から通知された要領に基づき作成しておりましたが、改正漁業法では新たに資源管理方針と資源管理協定が直接規定されたことから、今後は改正漁業法に基づきまして、県が資源管理方針を作成し、漁業者さんは方針の内容を踏まえて資源管理協定を締結し実行していただくこととなります。資源管理方針と資源管理協定への移行は、令和5年度末までに順次行うこととされておりまして、今回お示しする改正後の「第5本指針」の書きぶりは、国の資源管理指針の改正内容に倣った記述となっております。

このほか今回の改正ではグラフのデータの追加ですとか、字句等の軽微な修正を含んでおりますが、時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

なお、今後の予定としましては、委員の皆様にご審議いただき、異議のない旨、答申をいただきましたら、改正内容について水産庁と協議することになってございまして、水産庁の了承を得た段階で指針改正という形になります。

説明は以上でございます。よろしく御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

ございませんか。

大井会長

御意見等なければ、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案「岩手県資源管理指針の一部改正について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定いたします。

第2号議案終了

大井会長

それでは、続きまして第3号議案でございます。これは、「知事許可漁業の制限措置等について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川局長

はい、それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第1号、第2号、第13号及び第14号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項に関する規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明いたしますので、資料の19ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。第42条第1項において、都道府県知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項では、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されてございます。

ページを戻っていただきまして、17ページ、18ページに岩手県漁業調整規則の抜粋をお示ししております。まず、17ページの第4条第1項に、知事の許可を要する漁業について規定されておりますが、今般の諮問の対象となります漁業につきましては、ゴシツクで下線を引いている箇所、第1号のあわび漁業、第2号のなまこ漁業、第13号のさけはえ縄漁業、第14号のいるか突棒漁業の4種類の漁業となります。

次に、17ページの下から18ページに跨りますが、第11条第1項において、先ほど、御説明しました漁業法第42条第1項のその他の規則で定める事項として、18ページの第1号の漁業種類から第6号の漁業者の資格まで、具体的に規定されております。さらに、同条第3項において、公示する制限措置の内容等を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されておりますので、この規定と前段の漁業法第42条第3項の規定が、知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページをお開き願います。令和3年8月19日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」、その後の本文の内容につきましては、先ほど、御説明いたしました諮問の根拠となる岩手県漁業調整規則及び漁業法の関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、制限措置等の内容については2ページ以降に添付しておりますので、詳細につきましては、水産振興課漁業調整課長から御説明をお願いいたします。よろしくお願

します。

阿部漁業調整課長

それでは、知事許可漁業の制限措置等について御説明させていただきます。資料は14ページをお開き願いたいと思います。先ほど、事務局長から制限措置等の設定の根拠、漁業法に基づいて説明いただきましたけども、改めてその概要について御説明いたします。まず1番目の趣旨を御覧ください。改正漁業法が昨年12月1日に施行されまして、知事許可漁業の新たな事務手続きとしまして、あらかじめ許可等の数等の制限措置等を公示して申請を募集する必要がございます。今回の諮問は、対象となる知事許可漁業の制限措置等を定めることをご諮りするものでございます。

2番目の制限措置を御覧ください。法改正前におきまして、知事許可漁業の事務手続きは、県が策定しました許可等の取扱方針というものがございまして、これを根拠としていたわけですが、法改正によりまして新たに取扱方針の一部を制限措置として定めることになってございます。具体的には、表にある網掛部分、許可又は起業の認可をすべき船舶等や漁業者の数、あるいは漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期が該当するものでございます。

次のページ、15ページを御覧ください。3番目の今回の対象漁業でございます。今回対象となる漁業につきましては、あわび漁業、なまこ漁業、さけはえ縄漁業、いるか突棒漁業の4つでございます。許可申請を募集するに当たりまして、特に重要となります許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、いわゆる許可枠と言われているものですが、この考え方を説明します。

まず(1)の共同漁業権区域内のあわび漁業でございます。細かくは、あわび漁業とあわび潜水器漁業とに分れます。この漁業は、共同漁業権の区域内におきまして、漁業権者である漁協自身ですとか、あるいは漁協から同意を受けた人があわびを採捕する漁業となつてございまして、漁協の管理の下で秩序ある操業が期待されますので、公示する件数は定めなしとするものでございます。

次に、(2)の共同漁業権が設定されていない海域でのあわび漁業、なまこ漁業でございます。まず、(ア)のあわび漁業でございますが、共同漁業権が設定されていない久慈から大船渡にかけて、6つの海域であわびを採捕するものでございまして、漁業団体の意見を踏まえまして、今回、制限措置として合計557件の許可枠を公示しようとするものでございます。

次に、(イ)のなまこ漁業でございますが、共同漁業権が設定されていない大船渡地区の1海域でなまこを採捕するものでございまして、業界団体の意見を踏まえ、今回、制限措置として合計68件の許可枠を公示しようとするものでございます。

次に、資料16ページをお開きください。(3)のさけはえ縄といるか突棒漁業でございます。(ア)のさけはえ縄漁業の操業区域は、岸寄りの操業区域1と沖合の操業区域2に分かれておりまして、業界団体の意見を踏まえ、今回、制限措置として、操業区域1に

については4地区合計で169件、操業区域2については2地区合計で68件の公示を考えています。これは、要望数が県が定めた最高限度の隻数を超えないため、要望数をそのまま公示しようとするものでございます。

最後に、(イ)のいるか突棒、これは県外者に対する許可枠でございます。この漁業は、関係道県と相互に許可枠の入会調整を行ってございまして、今般、北海道と宮城県から本県に対して許可要望が3件ございましたので、許可枠の範囲内となりますので、今回、制限措置として公示する数も要望どおり3というふうに考えてございます。

では、資料の2ページにお戻り願います。こちらに、今回、諮問する制限措置等の公示案を示してございます。まず、あわび漁業につきましては、2ページから6ページにかけて、表に制限措置の内容を整理してございまして、表の一番右側に、先ほど御説明した許可枠の件数を示してございます。(2)には許可申請の受付期間、(3)には備考としまして、許可の条件を示してございます。

次に、7ページから8ページにかけてなまこ漁業、9ページから11ページにかけてさけはえ縄漁業、12ページから13ページにかけているか突棒漁業の制限措置等を示してございまして、それぞれ表の右側にこれまで説明した地区別の許可枠を示してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願いします。

大井会長

第3号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思えます。

大井会長

御意見等ございませんか。

大井会長

なければ、第3号議案について、お諮りをいたします。

第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議のない旨、答申することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成で、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第3号議案終了

大井会長

本日の議案については、以上でございます。

それでは次に、その他でございますが、これは水産振興課から、「令和3年度の岩手県の秋サケ回帰予報」についてでございます、説明をお願いします。

野澤振興担当課長

それでは、緑色の表紙の資料により御説明をさせていただきます。水産振興課の野澤と申します。よろしくお願い申し上げます。お捲りいただきまして、本課からはですね、県水産技術センターから7月26日に公表いたしました今年度の秋サケ回帰予報につきまして、この場をお借りいたしまして情報提供をさせていただきます。

まず、資料の上段括弧書きの下にあります、この1、令和3年度の回帰尾数・重量の表を御覧ください。回帰する尾数では、前年度実績の105パーセントに当たる62万尾、下段の方の重量になりますけど、同実績の114パーセントに当たる1,970トンとなっておりまして、震災前の5ヵ年平均ではいずれも7パーセントと、令和元年以降の低水準が続くということが見込まれており、今年度の回帰尾数は昨年度実績を上回るものの、震災前を大きく下回っておりまして、昨年度同様、非常に厳しい回帰となるということが予測されているものでございます。

次、中ほど下の2番には、今年度の河川遡上尾数と種卵確保の見込みにつきまして、表記示してございます。今年度の遡上予測数は、約14万5,000尾となっておりまして、当初計画している採卵数の約4億6,000万粒に対しまして、約1億4,500万粒の予測となっております。約3億1,500万粒が不足する見込みとなっております。非常に厳しゅうございます。

そこでですね、下ですね、3番には、種卵確保に向けた具体的な取組内容を示してございます。1つ目はですね、定置網で漁獲しましたさけを活用しまして、早期から積極的な種卵の確保を行うこととし、機関決定をいたしまして、先月の27日から種卵確保対策に取り組む体制を整えたところでございます。さらに2つ目といたしまして、昨年度に引き続き、他道県の協力による種卵の移入にも取り組むこととし、現在、北海道関係機関と調整しているところでございます。今回の予測結果を踏まえて、県では関係機関と連携を図りながら、種卵確保に向けた取組や健康な稚魚の生産放流を行うなど、引き続き、さけの資源の早期回復に向けて全力をあげて取り組んでまいりたいと思っております。

情報提供は、以上でございます。

大井会長

はい、どうもありがとうございます。ただ今、水産振興課から令和3年度の岩手県の秋サケの回帰予報についての説明がございましたが、これについて委員の皆様方からご質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(湊委員、挙手)

湊委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

湊委員

このように、こう極端に不漁になった原因というのは、いつもですと水温が高くなったとかそういう話しか聞かないんですけど、その後の調査や何かで、何か分かったことはないのでですか。

野澤振興担当課長

やはり委員おっしゃるとおり、海洋環境の変化、これが今非常に大きゅうございまして、後、加えまして放流時期、この春先にですね、やはり急激に温度が水温上昇いたしまして、そこで放流したら減耗してしまうというところが一番大きなところかと思えます。そこで、より早くですね、種卵を確保いたしましてより早く放流するというところの取組で、まずそこを取り組もうというところで、今年度はそこを強化したところがございます。それ以外というか、一番大きいところはやっぱり海洋環境の変化というところが、やはり一番大きい要因になると考えております。

(湊委員、挙手)

湊委員

はい、いいですか。

大井会長

はい、どうぞ。

湊委員

当時、県の方で、7万トン計画って、一生懸命力を入れていただいたわけなんですけど、お陰さんで、平成8年頃ですかその、7万トン達成して、そしたら次の年なんかから、又、がたっとう、落ちているわけなのですよ、半分ぐらいに。やっぱりそういうこう1回出したから、こう力を抜くんじゃなく、やっぱり力入れるのには力を入れて、こう進めてもらいたいなと個人的には思うのですが、その辺はどんなものなのでしょう。

野澤振興担当課長

やはり委員おっしゃるとおり、海洋環境の変化というのは自然現象なので、たぶん左右されるものですから、そこを逆に人為的にこうできるところを積極的に取り組みまして、できるだけ回帰を上げていく、それで放流数を増やしていくというような取組をしていく、そういうところで振興していくというような、今、方向で考えておりました。

湊委員

はい、なにしろ、我々も存続も、大変なものですから、早くいい結果を出していただきたいと思えます。

大井会長

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

ほか、ございませんか。

(熊谷委員、挙手)

熊谷委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

熊谷委員

すみません、ちょっとお聞きしたいのですが、毎年この予報が出るたびになかなか資源回復してこなくて非常に残念と思っているのですが、ちょっと記憶違いだと申し訳ないですが、今年度も幅をもたせて予測しています。令和元年度あたりから、この漁獲量の実績が、この幅の下限を下回っていると思っておりました。令和2年度の予測の幅の下限を下回った、1,734トンだったと思います。今年度から何かその推測に当たり、平成18年級からのデータを活用するとか、予報の仕方をちょっと変えてきているようですが、であれば我々は、この今回出された1,970トンという数字、これはあまり下回らないんじゃないかと期待してもいいのかなと思ってるんですが、それが1点と、後、結構前になるのですが、稚魚を放流する前にDHAを与えると飢えに強い稚魚を作れると、岩手あたりでもなんかその研究がなされているという話を聞きました。本県では、何か北上川水系の高水温に耐えられる研究をするという話を聞いたことがあるのですが、即、その研究が実績に反映されてくるものではないですが、何かちょっとでもこう希望が持てるような情報とかないでしょうか。このままですと、本当に浜に元気がなくて、浜の子供達に元気を与える材料がない、浜の子供達が後継者になろうとする、そこを本当にどうやって何か情報を与えていったらいいのかというところがありまして、質問させていただきました。

(野澤振興担当課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

野澤振興担当課長

令和3年度の予測の変更ということで、委員おっしゃるとおりですね、予測期間、これをですね、短くしたというような形で、平成18年級を境にですね、これは段階的に相対的に減少、段階的に減少してきておりますので、やはり直近のですね、実績を基にですね、今年度は算出しましたということで、今年度は段階的に下がったこう下限の18年度以降のデータを用いて予測したというところで、水産技術センターから聞いておまして、平成27年、28年級は、それまでの10分の1の水準まで急激に減少したということで、尾数を対数変換するというところで、過大評価をさらに解消する方法を採用したということで、より現実に近い実績を用いてシミュレーションを行ったという話でございますので、ちょっと前回より精度は高くなっているという話は聞いております。後、餌の方の話もございました。おっしゃるとおりですね、やはり餌を改良することによって、健康度の高い元気な稚魚を放流して、要は放流後のですね、北上していく時の環境に強い遊泳力の高い魚を放流するために、そういう餌の改良も行いながら健康な稚魚を作る

というのも、今年度もそういう取組をしているところもでてきておりますので、より回帰率、少ない中で、逆に今度は回帰率を上げる、そういう取組をまず積極的に行うというところで、今、現場を指導しているところがございますので、何とか回帰率を高めてより多くの親魚が帰ってくるように、取り組んでまいりたいと思います。

熊谷委員

ありがとうございました。

大井会長

よろしいですか。

熊谷委員

ありがとうございました。

大井会長

ほか、ございませんか。

(平井委員、挙手)

平井委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

平井委員

私はですね、ちょっと漁業者の皆さんの生活がすごく心配で、種卵確保っていうのは非常に将来に向けて大事なことだと思うのですが、北海道なんかのお話なんかを伺うと北海道自体もかなり大変な状況で、岩手を助けてあげたいのはやまやまなんだけどもってというようなお話を聞こえてきたりするんですけども、北海道で助けていただくにしてもですね、まずは県としてやれるだけのことをやった上でっていう話にたぶんなるんだろうと思いますけど、そうなってくると種卵確保のためにですね、海産の卵とかあるいはその漁獲制限みたいなことも考えていかないといけないのかなというふうに思うのですが、先ほど一つ前の議案のところでありましたけれども、そういう場合にその漁獲制限に協力していただいた漁業者の方への所得補償みたいな、そういうふうな枠組みっていうのは、今どうなっているのでしょうか。

野澤振興担当課長

確かにその、そういう漁業所得の補償というのは、今後必要になると思うのですが、定置網とかは共済とかそういうところでの補償とかありますし、やはり直接的にそういう補償なんかも使いながら維持していくというところですけども、やはり今後やはりそれ以上に厳しい状況になると、やはりいろいろやっぱり仕組みを変えていかなければいけないというところになると思いますけれども、今はそういうところで今、団体等も含めて今検討チームを今設けておりますので、そういったところで今後のですね、資源

動向を見ながら、今後のさけの増殖体制の生産の仕方とかですね、施設の有効利用等を検討してまいりたいと思っています。

平井委員

そうしますと、今のところは、現存するその制度で何とか支えられているということですね。

野澤振興担当課長

現在、国の方からですね、被災海域における種苗方流支援事業というものがございまして、そこでかなり手厚い補助率で補助を受けておりますし、県もそこに上乘せして、県・国と一緒に今その辺の放流支援を行っているところでございまして、そこを今活用しながらですね、今、組合さんと今生産体制を整えているところでございます。

平井委員

分かりました。引き続き県の方には頑張っていただきたいなと思います。個人的な意見としては、この委員会の所管事項ではないと思うのですが、漁師さん達もそうなんですけど、そのその川下にいらっしゃる加工業者さん達も今すごく大変ですよ。今加工業者さん達のところは、逆に漁業者さんみたいな手厚い補償っていうのがあまりないって伺ってますけども、その辺のところも、水産課ではないかもしれませんが、行政として考えていただければなというふうに思います。以上です。

大井会長

はい、ありがとうございます。今、説明のとおり、本年度の回帰尾数重量は、2年度の対比では105パーセント、尾数が。それから重量で114パーセント。そして、震災前の対比では7パーセントでございますので、すごく厳しい環境にございます。こういうのを毎年続けると大変なことになりますね、正直なところね。だから、これからいい方向に向かってくんでばいいんですけどね、どのようなことに展開するのかちょっと未知数でございますので、不安がいっぱいでございます。何かそのほかございませんか。いずれ、増殖協会がいろいろ方法、勘案して、今、海産親魚とかも早めて開始してね、卵の確保から力を入れてやっていますので、そういうところを踏まえてるんですけども、そういうことを手を加えて、いくらでも回帰率を高めるようなことをやっていかねばだめなんじゃないかなと思って、今そういう体制で検討しております。後はございませんか。

大井会長

なければ、委員の皆様方から委員会での共有したい情報等がございましたら、御発表いただきたいと思いますが、ございませんか。

大井会長

なければ、県からその他情報ございませんか。

阿部漁業調整課長

ございません。

大井会長

はい。事務局から、何かございませんか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会につきましては、緊急の審議案件がない限り、12月頃の開催を予定しております。事務局からは、以上でございます。

大井会長

はい、それでは、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。皆様の御協力、大変ありがとうございます。以上を持ちまして、委員会を閉会といたします。大変御苦勞様でございます。ありがとうございます。

終了（午後2時34分）
